

スマホを使用した贈与税申告書作成方法

この入力例では、「父親から現金の贈与」を受けた場合に、贈与税の申告書をスマホで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する方法をご案内します。

赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。

※ 申告する内容により、実際の画面と表示が異なる場合があります。

- ・1-1から1-8と、4-1以降は、申告内容に関わらず共通する画面です。
- ・一般の贈与（暦年課税）を適用する場合は、2-1以降を、
住宅取得等資金の非課税を適用する場合は、3-1以降をご覧ください。
- ・相続時精算課税を適用する場合は、2ページの「動画で見る確定申告」から
作成手順の動画をご覧ください。

e-Taxに必要なもの

① マイナンバーカード読み取対応のスマホ



マイナポータルアプリ
をインストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です。）

✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）

✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

⚠ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。

特に、確定申告期は、更新窓口（市区町村）の混雑が予想されますので、
お早めに更新手続をお願いします。

> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。

【申告書作成フロー】

- p.1 作成する申告書、提出方法の選択
▼ e-Taxへログイン（マイナンバーカードの読み取り）
▼ 登録情報の確認（初回の方は利用者登録）
▼ 提出方法の選択
▼ 贈与された財産の入力 ※「一般の贈与」と「住宅取得等資金の非課税」で入力する画面が異なります
▼ 申告内容の確認
▼ 申告書のe-Tax送信
▼ 申告データの保存、納付方法の確認等



二次元コード
を読み取り、
作成を開始

1-1 確定申告書等作成コーナーにアクセスし作成開始



「メニュー」ボタンについて

- よくある質問
- お問い合わせ
- 作成の流れ
- メッセージボックス確認
- 確定申告特集ページ

よくある質問

確定申告書等作成コーナーの各画面の入力例や、贈与税に関するお問い合わせの多い質問に対する回答などを掲載しています。

確定申告特集ページ

申告・納付期限のほか、e-Taxの利用方法や納付の方法など申告に関する情報を掲載しています。

確定申告特集ページ内の、「贈与税の申告をされる方へ」のページには、確定申告書等作成コーナーの操作方法説明動画や、贈与税の申告のしかたへのリンクを掲載しています。

(注) 確定申告特集ページのリンクはトップページのメニューにのみ表示されます。

1-2 作成する申告書等の選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和7年分 メニュー

① 申告準備 → ② → ③ → ④ → ⑤ → ⑥

作成する申告書等と提出方法の選択

作成する申告書等の選択

Q 作成する申告書等を選択してください。

Q 作成する年分を選択してください。
※ 令和6年分以前の贈与税の申告書を作成する場合はパソコンをご利用ください。

Q 令和7年分

提出方法等に関する質問

Q マイナンバーカードをお持ちですか。
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
▶ 電子証明書の有効期限とは

はい いいえ

Q 利用のスマートフォンはマイナンバーカードの読み取りに対応していますか。
▶ スマートフォンの対応機種を確認する方はこちら

はい いいえ

次へ

1-3 利用規約の確認

申告書作成前の確認

利用規約の確認

次のページに進むには、利用規約への同意が必要になります。

> 利用規約を確認する

同意して次へ

1-4 e-Taxログイン

国税庁 国税電子申告・納税システム

e-Taxログイン

「ログイン」ボタンをタップしてください。パスワードの入力画面が表示されますが利用者証明用パスワード（4桁）を入力してください。

ログイン

戻る

実物のマイナンバーカードの利用者証明用暗証番号の入力

国等行政機関にログインするために、暗証番号を数字4桁で入力してください。

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカードの上にiPhone背面部をぎゅっと合わせてください。

マイナンバーカードの読み取り開始

1-5 利用者登録

e-Tax

マイナンバーカード方式の利用開始

利用者識別番号をお持ちの方

初めてe-Taxをご利用される方

マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力をしてください。

過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、「1-5」ではなく、「1-6」が表示されますので、次に進みます。

マイナンバーカードをスマホにかざし、「読み取り開始」をタップ

1-6 登録情報の確認・訂正

住所等の情報の確認・訂正

登録情報

本人情報

氏名（漢字）
国税 太郎

氏名（カナ）
コクゼイ タロウ

訂正

次へ

表示された情報を確認し、変更等があれば、「訂正」をタップして情報の訂正を行ってください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

1-7 申告書作成開始

贈与税の申告書の作成を開始する前に

贈与税の申告書を作成される方

「贈与税の申告書作成開始」ボタンを選択して、「贈与税の申告書」等を作成します。

> ご利用になれない方

> 贈与を受けた財産（不動産など）の評価がお済みでない方

贈与税の申告書作成開始 >

作成開始

申告書作成開始 >

1-8 提出方法の選択等

提出方法の選択等

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法 必須

e-Tax

生年月日の入力

申告者本人（財産をもらった方）の生年月日 必須
※ 入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

昭和 52 7 12

次へ

- 一般の贈与
を適用する方は 2-1 へ
- 住宅取得等資金の非課税
を適用する方は 3-1 へ

一般の贈与（暦年課税）をスマホで申告する場合の入力例

2-1 入力する贈与財産の選択

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

原則的な課税方式（暦年課税）で計算する方

> 暦年課税とは

一般の贈与
暦年課税に係る基礎控除額110万円 >

参考：贈与を受けた財産の種類、所在地などについて

【参考1】 贈与を受けた財産の種類等の例

種類	細目	利用区分、銘柄・名称等
土地（路線価地域） 土地（倍率地域）	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権、居住建物※の敷地の用に供される土地などの別
	田、畠	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	山林	普通山林、保安林の別
	その他の土地	雑種地、原野、牧場、池沼、鉱泉地の別
家屋	家屋、構築物	家屋については自用家屋、貸家、居住建物※の別 構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
現金、預貯金等	現金、預貯金等	現金、住宅取得資金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
有価証券	上場株式等、株式等（配当還元方式）、株式等（その他の方式）、公債・社債、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券	その銘柄

※ 「居住建物」とは、配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。

【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	贈与者（財産をあげた方）の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先金融機関などの名称と支店名
有価証券	発行法人の所在地と名称 〔公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの名称と支店名〕
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

【参考3】 「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）の入力
「居住用の区分所有財産」（いわゆる分譲マンション）に係る宅地（敷地利用権）及び家屋（区分所有権）の価額については、区分所有補正率をかけて計算する場合があります。区分所有補正率による補正がある場合は、計算後の評価額を「財産の価額」欄に直接入力してください。

2-2 贈与者情報入力

一般の贈与がある方の入力（贈与者情報の入力）

贈与者（財産をあげた方）について入力してください。

贈与者（財産をあげた方）

贈与者の氏名 フリガナ **必須**
※：各全角カナ11文字以内

コクゼイ イチロウ

次へ

「贈与者（財産をあげた方）」の氏名や住所などを入力し、「次へ」をタップ

2-3 贈与を受けた財産の入力

一般の贈与がある方の入力（取得財産の入力）

贈与を受けた財産について入力してください。

画面内の ? をタップすると、説明ページに移動します。

入力例 **2**

贈与を受けた財産（特例贈与財産）

贈与を受けた財産の種類 **必須**

現金、預貯金等

贈与を受けた財産の細目

現金、預貯金等

贈与を受けた財産の利用区分

現金

財産の所在地 **?**
※：全角60文字以内

東京都千代田区霞が関〇一〇一〇

財産の価額（円） **必須**
※：半角数字10桁以内

5,000,000

同じ贈与者から取得した財産の追加

入力した財産以外に、同じ贈与者から別の贈与を受けた財産を取得している場合は、「財産を追加する」ボタンを選択してください。

+ 財産を追加する

次へ

2-4 入力内容の確認

取得財産の入力（一般の贈与）

入力内容の確認

以下の贈与者から取得した財産の内容を表示しています。

取得した財産の明細

1件目

種類、細目、利用区分・銘柄等

現金、預貯金等
現金、預貯金等
現金

財産を取得した年月日

令和7年9月19日

財産の価額

5,000,000円

訂正 削除

次へ

2-5 入力結果の確認

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

入力結果表（一般の贈与）

No.1

贈与者氏名
国税 一郎

財産区分
特例贈与財産

〈1件目〉財産を取得した年月日、取得した財産の種類、財産の価額
令和7年9月19日
現金、預貯金等
5,000,000円

訂正 削除

+ 贈与者を追加する

次へ

「次へ」をタップして **4-1** へ

入力方法について詳しくは…

動画で見る確定申告

贈与を受けた財産の入力方法について動画でご案内しています。

住宅取得等資金の非課税 をスマホで申告する場合の入力例

3-1 入力する贈与財産の選択

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

以下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

住宅取得等資金の非課税を適用する方

> 住宅取得等資金の非課税とは

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産

※：住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、贈与税の申告期限（令和6年分は令和8年3月16日（月）までに、贈与税の申告書と添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3-2 非課税適用要件チェック（その1）

非課税の適用要件チェック（その1）

入力例 ?

令和6年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた方は、作成コーナーをご利用になれます。

資金の使途について

Q 新築又は取得と増改築等のいずれかに該当しますか？ **必須** ?

新築又は取得 **増改築等**

適用要件の確認

非課税の適用を受けるためには以下の要件の全てに該当する必要があります。

次へ

「新築又は取得」・「増改築等」のいずれかを選択し、特例の適用要件を確認したあと、「次へ」をタップ

参考：非課税限度額

贈与の時期	住宅用家屋の種類	省エネ等住宅	左記以外の住宅
令和6年1月1日から 令和8年12月31日まで	1,000万円	500万円	

3-3 非課税適用要件チェック（その2）

非課税の適用要件チェック（その2）

その他の確認事項

住宅の種類についての入力 **必須**

Q あなたが新築（取得）又は増改築等をした住宅は、省エネ等住宅に該当しますか？

> 省エネ等住宅について

該当する **該当しない**

所得税の確定申告書の提出に関する入力

この申告書に係る年分（以下「適用年分」といいます。）の所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出した場合は、「適用年分の所得税の確定申告書を提出しました」にチェックを付けてください。

適用年分の所得税の確定申告書を提出しました

次へ

省エネ等住宅について、「該当する」・「該当しない」のいずれかを選択し、「次へ」をタップ

所得税の申告書を提出した方はチェックを付けてください。

3-4 非課税財産の入力

非課税財産の入力（非課税限度額1,000万円）

贈与者（財産をあげた方）

◎ 新たに贈与者を入力する

贈与者の氏名 フリガナ **必須**

※：各全角カナ11文字以内（合計で14文字以内）

コクゼイ イチロウ

非課税の適用を受ける財産の取得状況

1回目

贈与により財産を取得した日 **必須**

令和 7 9 25

財産の所在地 **必須**

※：全角100文字以内

東京都千代田区霞が関〇一〇一〇

住宅取得等資金の金額 **必須**

※：半角数字10桁以内
※：住宅取得等資金として、贈与を受けた金額を入力してください。

10,000,000

非課税の適用を受ける金額

住宅資金非課税限度額は、**10,000,000円**です。

非課税の適用を受ける金額（最高1,000万円） **必須**

※：半角数字8桁以内
※：この画面で入力した贈与者に係る金額のみ入力してください。

10,000,000

次へ

財産の所在地の入力については、
2-3をご覧ください。

不動産番号等の入力について

不動産番号等の入力

i 不動産番号等を入力して、登記事項証明書の添付を省略することができます。

不動産番号等を入力して、登記事項証明書の提出を省略する

住宅取得等資金の非課税を適用する場合に、不動産番号等を入力することにより、登記事項証明書の添付を省略することができます。

「贈与者（財産をあげた方）」の氏名や住所などを入力したあと、住宅取得等資金の金額や、非課税の適用を受ける金額を入力し、「次へ」をタップ

3-5 課税制度選択

課税制度選択

取得した財産の金額について、住宅取得等資金の非課税適用後の残額がありますので、適用する課税制度を選択してください。

今回の贈与者から令和6年分以前の年分に贈与により取得した財産について相続時精算課税の適用を受けている方は、「相続時精算課税」ボタンを押してください。

原則的な課税方式（暦年課税）で計算する方

> 暦年課税とは

暦年課税

相続時精算課税の特例を適用する方

> 相続時精算課税とは

相続時精算課税

住宅取得等資金の金額が、非課税の適用を受ける金額を上回る場合のみ**3-5**の画面が表示されますので、「暦年課税」か「相続時精算課税」のいずれかを選択します。

該当しない場合は、次の**3-6**の画面が表示されます。



3-6 入力内容の確認

取得財産の入力（非課税）

入力内容の確認

以下の贈与者から取得した財産の内容を表示しています。

非課税の適用を受ける財産の明細

No.1
贈与者
国税 一郎
住宅取得等資金の金額
10,000,000円
非課税の適用を受ける金額
10,000,000円

次へ

3-7 入力結果の確認

取得財産の入力

入力する贈与財産の選択

以下のボタンの中から該当するものを押して、画面の案内に沿って、入力を開始してください。

入力結果表（住宅取得等資金の非課税）

No.1
贈与者氏名
国税 一郎
住宅取得等資金の金額
10,000,000円
非課税の適用を受ける金額
10,000,000円

次へ

贈与税に関する質問は…

タックスアンサー

よくある税の質問に対する一般的な回答を調べることができます



「次へ」をタップして、**4-1**へ

4-1 計算結果確認

贈与税額計算結果表示

納付する金額
485,000円

納付期限：令和8年3月16日（月）

税金の計算確認

暦年課税分

暦年課税分の課税価格の合計額

次へ

「納付する金額」を確認し、「次へ」をタップ

過去の申告状況の入力について

暦年課税（特例税率）に関する入力

初めて特例税率の適用を受ける方（添付書類のご案内）

贈与税に係る基礎控除額110万円を控除了後の課税価格が300万円を超えるときは、贈与税の申告書のほかに、次の書類を所轄の税務署へ提出する必要があります。

・受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類

過去の年分において同じ贈与者からの贈与で特例税率の適用を受けている方

贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を過去の年分において税務署へ提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンから入力してください。

過去の贈与税の申告状況の入力

一般の贈与（2-1～2-5）を適用する方で、令和6年分以前に特例税率を適用するために戸籍の謄本などを提出している場合には、「過去の贈与税の申告状況の入力」から入力してください。

※ 贈与者の続柄や、贈与を受けた財産の価額に応じて自動的に特例税率が選択されます。

4-2 住所・氏名等の入力

住所・氏名等の入力

納付する金額
485,000円

納付方法 納付方法の詳細は、「参考：納付方法のご案内」をご覧ください。

納付方法の選択

各納付方法の内容を確認する

選択してください

通知方法の選択

この申告書に係る通知等（加算税の賦課決定通知）がある場合、電子的に受け取ることができます。
e-Taxで受け取ることで、書面での保存が不要となり管理が楽になるなどのメリットがあります。

電子交付を希望する場合の留意事項

Q e-Taxによる電子交付か郵送等による書面交付のどちらを希望しますか？
電子交付 書面交付

次へ

4-3 送信前の申告内容確認

送信前の申告内容確認

i 申告書等を表示して、送信前に申告内容を確認してください。
なお、申告書等はまだ送信されていませんので、この後に表示される送信画面で

申告書等を表示する

※ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して、別の画面に表示されていないかご確認ください。

申告内容を訂正する場合

次へ

【まだ送信されていません。】
令和8年分の申告書等送信票（兼送付書）
この送信票（兼送付書）は、電子データ化した書類や別途郵便に提出する必要がある書類を併せていただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。提出書類の確認とともにご利用ください。

【まだ送信されていません。】
令和7年分の申告書等送信票（兼送付書）
この送信票（兼送付書）は、電子データ化した書類や別途郵便に提出する必要がある書類を併せていただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要です。提出書類の確認とともにご利用ください。

送信前の確認用です。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

4-4 送信準備

送信準備

e-Taxの利用可能時間について
令和8年3月16日（月）24時を過ぎた令和7年分の贈与税申告のデータは、申告期限後に提出されたものとなります。

特記事項の入力

特記事項がある場合は、以下の欄で入力してください。

その他の事項の入力等

登記情報の入力

Q 登記事項証明書の添付を省略するため、インターネット登記情報提供サービスの照会番号を入力しますか？
インターネット登記情報提供サービスの照会番号とは？
入力する 入力しない

送信を実行する

送信完了

4-5 送信

データの送信

e-Tax送信

贈与税の申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。
その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、贈与税の申告書データが送信されます。

送信する

確認

申告書データを送信しますが、よろしいですか。
※「送信を実行する」ボタンをタップしたら、操作せずにお待ちください。
(KC-MC2002)

送信を実行する

キャンセル

送信完了

正常に送信が完了しました。

閉じる

4-6 送信結果の確認

送信結果の確認

送信結果の確認

以下的内容で贈与税の申告書データが正常に送信されました。

添付書類のイメージデータ送信

e-Taxで贈与税申告書を提出（送信）する場合、別途郵送等で書面により提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。
添付書類をイメージデータ（PDF形式）により送信する方は、「添付書類（PDF）を送信する」ボタンをタップしてください。

添付書類（PDF）を送信する

添付書類のイメージデータ送信を行わない方は「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

「正常に送信されました」と表示されていることを確認してください。

イメージデータ送信について

e-Taxで贈与税申告書を提出（送信）する場合、別途提出する必要がある添付書類について、書面による提出に代えて、イメージデータ（PDF形式）により提出できます。
添付書類をイメージデータ（PDF形式）により送信する方は、「添付書類（PDF）を送信する」ボタンをタップしてください。

詳しく述べてある質問「添付書類のイメージデータによる提出」をご覧ください。



4-7 送信票兼送付書等の印刷

送信票兼送付書等印刷

i 申告書等を表示して、送信した申告内容を確認してください。

確認に当たっての留意事項

・プリンタをお持ちでない場合は、プリントサービス（有料）を利用して申告書等を印刷することができます。

コンビニプリントのご案内

確認手順

1. 「申告書等を表示する」ボタンを押してください。

申告書等を表示する

※ PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して、別の画面に表示されていないかご確認ください。

次へ

「申告書等を表示する」をタップして、申告書等の控えを保存し、「次へ」をタップ

4-8 送信後の作業

申告書を送信した後の作業について

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ (.data形式) として保存します。
保存した入力データは、翌年以降に申告書等を作成する場合に利用できます。

入力データのダウンロードページへ

添付書類の準備

「申告書等送信票（兼送付書）」を印刷の上、「別途提出」欄に〇印がある添付書類を準備してください。

提出が必要な添付書類の確認方法（申告書等送信票（兼送付書）の見方）

※：イメージデータ（PDF形式）により提出（送信）した書類については、別途郵送等により提出する必要はありません。

納付

申告書の提出後に税務署から納税のお知らせはありません。

納期限に遅れる場合の留意事項

納付方法 ?

終了（トップ画面へ戻る）

参考：納付方法のご案内

申告書を提出された方で、納付する税額がある場合は、納期限までに納付していただく必要があります。

次の納付方法から選択し、納付手続を行ってください。

- 電子納税 (e-Taxによる口座振替) 又はインターネットバンキング
- クレジットカード納付※1
- スマホアプリ納付※2
- コンビニ納付※2
- 金融機関等での窓口納付

※ 1 クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません。）。納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

※ 2 スマホアプリ納付及びコンビニ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。

納付の手続について、詳しく述べてある質問「添付書類のイメージデータによる提出」をご覧ください。



令和7年分の贈与税の納期限は

令和8年3月16日（月） です

* 申告書の提出（送信）後に税務署から納付書や納税通知等のお知らせが送付されることはありませんので、ご注意ください。